

令和7年度「ラーケーションの日」の取得にあたっての留意点

令和7年4月8日

1 令和7年度 「ラーケーションの日」を取得することのできない日

- ・卒業式 3月19日（予定） 6年生

2 「ラーケーションの日」の取得を避けてほしい日

- ・修学旅行（6年）、野外教育活動（5年）、夢たまスポーツ祭、夢たま音楽祭、1学期終業式、2学期終業式、修了式

3 届け出方法について

- ・令和7年度は、年間で3日間取得することができます。
- ・保護者とお子様とで、あらかじめ計画を立てたうえで、申請をしてください。
- ・届け出方法は以下のとおりです。

数日中に、お子様の連絡帳の表紙裏（または裏表紙の裏）に申請書を貼付します。この申請書に必要事項を記入し、担任まで提出してください。お子様を通じての提出で構いません。届け出をしたことが担任に確実に伝わるようにしてください。

- ・「ラーケーションの日」の申請を受理した際には、申請書に受理印を押して返却いたします。ご確認ください。

4 給食について

- ・「ラーケーションの日」は、事前に届け出る必要があります。
- ・5授業日前（平日で数えて5日前）までに届け出た場合は、給食を停止できます。
- ・「ラーケーションの日」の変更により、給食が必要となる場合も5授業日前までに届け出てください。5授業日前を過ぎた場合は、取得を予定していた日に弁当を持たせてください。

この件についての問い合わせ先

豊橋市立東田小学校

教頭 朝倉美紀子

0532-62-0448